

下 総 第 4 9 号
令和4年(2022年)1月18日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 香 川 昌 則 様
同 小 熊 坂 孝 司 様

下関市長 前 田 晋太郎

出資団体監査及び随時監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和2年1月20日付け監査報告第2号により提出のありました出資団体監査及び随時監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 観光スポーツ文化部文化振興課 〕

出資団体（公益財団法人下関市文化振興財団）に関する事項

[指摘事項]

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第178条第2項において、評議員会は同法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議することができる旨が規定されているが、平成30年度第2回評議員会で承認を決議した「事業計画書」、「収支予算書」、「資金調達及び設備投資の見込みについて」は、評議員会が決議する事項として同法に規定されておらず、また、定款にも定められていない。評議員会での決議の必要性を整理の上、適正に決議されたい。

(改善措置状況)

「事業計画書」「収支予算書」「資金調達及び設備投資の見込み」を記載した書類については、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けるとし、令和2年4月1日付けで定款の一部を変更した。

[指摘事項]

- (2) 給与から互助会費等の控除をしているが、労働基準法第24条第1項ただし書に基づく賃金控除に関する協定がなかった。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

令和元年11月22日付けで、職員と賃金控除に関する協定を締結し、見直しを行った。

[指摘事項]

- (3) 就業規則に基づく職員の勤務時間及び休日の割振りに係る事務において、以下の不適切な取扱いが見受けられた。適正に事務処理されたい。また、必要に応じて就業規則を見直されたい。

ア 職員の休日は、平成6年1月1日を起算日とする4週間ごとに8日割振ることとなっているが、多くの4週間の単位期間で休日の割振りの過不足が見受けられた。(市民会館、生涯学習プラザ、近代先人顕彰館(以下「顕彰館」という。))

イ 年間を通じて、職員一人あたり平均して3.6日の休日の付与不足があった。(市民会館、生涯学習プラザ、顕彰館)

(全ての職員に付与不足があり、最大で6日、最小で1日の付与不足が確

認された。)

ウ 各人ごとの休日は、勤務割表により各4週間が始まる一か月前までに通知する必要があるが、通知が遅延していた。(市民会館、生涯学習プラザ、顕彰館)

(改善措置状況)

誤った取扱いとなっている実態を踏まえ、適切な取扱いとなるよう、令和2年4月1日付けで規則の一部改正を行い、就業規則を見直した。就業規則の改正に当たっては、改正内容を令和2年3月25日に労働者へ説明し、同意を得た上で、労使間で合意した。なお、就業規則改正案及び意見書は、令和2年4月2日付けで下関労働基準監督署に提出し受理された。

ア 今後は職員の休日を、毎年4月1日を起算日とする年間105日とした。その他、国民の祝日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日、12月31日の各日及び理事長が別に定める日を休日とすることとし、見直しを行った。

また、労働制度を1カ月単位変形労働時間制(所定労働時間7.75時間)としているため、当該制度における年間の最低休日数は、計算上103日となり、年間105日の設定であれば、最低休日数を上回るため法律的に問題ないと判断し、従前の就業規則の4週間ごとに8日(104.57日 \div 105日)を踏襲し職員の休日を105日とした。

なお、下関労務管理事務所から見直し内容の助言を受けた上で、就業規則を改正した。

イ 令和元年度分の休日付与不足については、年度内で休日の過不足の調整ができたため、休日付与不足日数に応じて令和2年1月から3月までの間に休日付与し、対応した。

なお、過年度分(平成29年12月30日から平成31年3月22日まで)における休日付与不足については、退職者も出ており、追加付与で対応することができなかつたため、勤務したものとみなし不足分の休日時間外手当として追加支給し、対応した。また、当該処理においては、文化振興課と公益財団法人下関市文化振興財団で協議の上、処理を行った。

ウ 職員の休日は各人ごと別に定める勤務割表により、各月が始まる前日までに割り振り通知するように見直した。

[指摘事項]

(4) 就業規則に基づく休日の振替に係る事務において、同一週内での振替ではなかつたために、休日労働を命じられた週の労働時間が40時間を超えた場合において、割増賃金を支給していなかつた。適正に事務処理されたい。(市民会館、生涯学習プラザ、顕彰館)

(改善措置状況)

休日の振替に係る事務において、時効になっていない期間（平成29年12月30日から令和元年11月29日まで）に係る未支給分の割増賃金を追加支給し、対応した。

[指摘事項]

(5) 就業規則に基づく通勤手当の支給に係る事務において、以下の不適切な取扱いが見受けられた。適正に事務処理されたい。

ア 通勤手当の非課税限度額を過少に算定する誤りがあった。（1名分）

イ 就業規則第30条及び就業規則取扱要領により、通勤手当の額及び支給方法は下関市職員に支給される通勤手当の例によるとされ、バスやJRなど普通交通機関等で通勤する職員については、下関市職員と同様に定期券の価額で支給されている。しかしながら、下関市職員の場合は「支給単位期間」を6月として一度に六か月定期券の価額が支給されているが、文化振興財団の常勤職員（嘱託職員は除く。）は1月ごとに一か月定期券の価額が支給されていた。

(改善措置状況)

就業規則に基づく通勤手当の支給に係る事務について見直しを行い、以下のとおり対応した。

ア 令和元年10月から訂正し、対応した。平成28年から平成30年までの3か年分については、所得税の還付及び住民税の各訂正手続きを行った。

イ 下関市の規則に準拠し、令和2年4月1日から、普通交通機関等で通勤する職員については、六ヶ月定期券の価額にて支給するよう見直しを行った。

[指摘事項]

(6) 市民会館の使用許可において、以下の不適切な取扱いが見受けられた。適正に事務処理されたい。

ア 時間を延長して使用されているが、延長の許可をした記録がない事例があった。

イ 許可時間の変更や延長使用の許可の際に、申請書に記載の申請時間を二重線で修正しているだけの処理をした事例が多数見受けられた。

ウ 当初から開館時間を延長（例えば午前7時～午後5時使用）して許可をしているにもかかわらず、延長時間を除く基本時間（午前9時～午後5時）の使用料のみ事前に納付させ、延長使用料は附属設備使用料とあわせて使用後に徴収している事例があった。

(改善措置状況)

市民会館の使用許可において、今後は確認を徹底し、適正に処理することとし、以下のとおり見直した。

- ア 変更の記載漏れを防ぐよう、延長希望があった際の申請から許可書交付までの手続き及び申請書と許可内容に基づく使用料算定の突合を行い、複数で確認するなどチェックを徹底するよう見直しを行った。
- イ 急な延長使用が発生したときは、追加になった時間区分について、追加部分の使用許可書を別に発行するよう見直しを行った。
- ウ 当初から開館時間を延長して許可した場合には、許可した時間の使用料全額を事前に徴収するよう見直しを行った。

[指摘事項]

- (7) 旅費規則第2条及び第3条の規定では、旅費の種類及び計算等については、「下関市職員等の旅費に関する条例の例による」とされているが、同条例による取扱いとは異なる、以下の不適切な取扱いが見受けられた。適正に事務処理されたい。(顕彰館)

- ア 自宅から北九州空港まで自家用車を使用した場合に、自宅・北九州空港間往復の車賃を支給していなかった。
- イ 下関市地域内ではない北九州市戸畑区への出張に対し、旅行命令ではなく管内出張命令を発していた。結果として、旅費が過少支給となっていた。

(改善措置状況)

旅費の取扱いについて誤りがあったため、適切な車賃及び旅費について、令和2年1月に追加支給し、対応した。

[意見]

- (1) 生涯学習プラザの保守点検管理に関する全ての業務の再委託を、「専門業者でないと保守管理できない」という理由で一者のみを選定する随意契約により契約していた。特殊性のある業務を施行能力のある業者に委託することの有利性は理解できるが、害虫駆除や植栽管理などに特殊性や専門性はないと思料する。また、文化振興財団が行う修繕等の契約事務においても、同様の契約が多数見受けられた。工期が一か月先のような緊急性がないもの、LANケーブルやコンセントの増設、LEDの取替など他の業者でもできるようなものは、競争性を担保するために複数者から見積書を徴取するといった基準等を定めた契約業務に関する規程の整備を検討されたい。

(改善措置状況)

委託業務において、特殊性・専門性の有無について再整理し、緊急性がないものについては複数から見積書を徴取するよう契約事務の見直しを

行った。

[意見]

- (2) ホールを有していることもあり、市民会館と生涯学習プラザの電気代が多額になっている。所管課と文化振興財団は、省エネルギーや経費削減の観点から、LEDへの切り替えや新電力の導入など検討されたい。

(改善措置状況)

一般電灯については、予算の範囲で順次LED化を行っている。

新電力については、市民会館及び生涯学習プラザにおいて令和2年度から新電力を導入した。

出資団体の所管課（観光スポーツ文化部文化振興課）及び出資団体が管理する指定管理施設の所管課（教育委員会教育部生涯学習課）に関する事項

[意見]

- (2) 文化振興財団が指定管理者として管理している3施設は、建築後かなりの年数が経過しており、今後は不具合が頻発することが予想され、特に市民会館では、開館当初から更新されていない舞台設備等もあり、多額の改修費用がかかることが想定される。指定管理業務の基本協定では、費用が1件につき50万円以上の改修等は原則として市が自らの責任と費用で行うこととなっているが、平成30年度は、50万円以上の改修等のうち、計5件（費用の合計額は518万2,812円）の改修を文化振興財団が自らの費用で実施した。文化振興財団が今後も費用を負担することが可能かは不透明であり、また、不具合の場所や程度によっては、イベントの中止や閉館を余儀なくされ、施設運営に支障をきたすおそれがあることから、所管課は、施設の状況を把握し、的確に予算を確保するよう留意されたい。

(改善措置状況)

文化振興課では、市民会館の施設の状況を、指定管理者から毎月提出される報告書や特定建築物定期点検の報告書により把握し、必要に応じて現地確認を行っている。

現状として、市民会館では、令和元年度及び令和2年度においても、費用が1件につき50万円以上の改修等をすべて財団に実施していただいた。（実績件数及び金額は、令和元年度が件数4件、金額320万1千円で、令和2年度が件数1件、金額106万7千円であった。）

施設の運営に支障のある箇所については、優先順位を決め予算化に努めており、令和3年度については、小規模な改修費用として工事請負費を530万円確保している。

令和4年度以降も基本協定書に基づいて改修費用の確保に努めて参りたい。

以上